

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業活動に係わる法令を遵守し、また社会的良識に従い、健全な企業活動を行います。このために、当社およびグループ会社の全役員・社員が遵守・実践すべき最高規範として「グループ企業行動憲章」およびその行動方針としての「グループ企業行動憲章実行要点」を定めております。そのような公正な企業活動を通じて、会社の持続的発展と企業価値の最大化に努めております。また、経営の透明性および公正性の確保をはじめとして、意思決定の迅速化などの経営革新をたゆまずに進めることを当社の基本方針としております。さらに株主等関係先への情報ディスクロージャーなどのIR活動にも積極的に取り組み、コーポレートガバナンスの実効性の確保を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2.(4)】

当社は、現在、議決権行使書面のみ採用しております。なお議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は、機関投資家や海外投資家の割合が微小なため採用しておりません。

【補充原則4-2.(1)】

当社は、現在の報酬体系が健全な動機付けに資するものと考えているため、中長期的な業績と連動する自社株報酬制度は導入しておりません。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在1名の独立社外取締役を選任していますが、当社の事業内容、事業規模から勘案すると、独立社外取締役が1名でも機能は十分に果たしており、問題はないと考えております。なお、複数化については十分に認識しておりますので、法改正等周辺環境の動向を注視しながら検討してまいります。

【補充原則4-10.(1)】

当社は、現在任意の諮問委員会の設置はありませんが、原則4-8.に記載の通り、独立社外取締役が1名でも、業務執行取締役、監査役との連携体制は構築されており、機能は十分に果たされております。なお、取締役の指名、報酬の検討にあたっては独立社外取締役の適切な関与、助言の機会を確保しております。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、当社グループの業務に精通した取締役8名と独立社外取締役1名の合計9名、監査役会は常勤社内監査役1名と独立社外監査役2名の合計3名でそれぞれ構成されておりますが、活発な議論を通じて議題に対して十分な審議を行うために望ましい規模と考えています。取締役は業務執行のモニタリングに資することのできる広く深い経験と知見を有していなければなりません。その大前提のもとで、できる限りジェンダーや国際性の面を含めた多様性を確保するよう努めます。

監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名選任されています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

1)【原則1-4.政策保有株式】

当社は、取引先との良好な関係維持や業務遂行の円滑化を図るなど、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断する取引先の株式を保有しています。一方で、毎年、取締役会において、銘柄毎に配当金・関連取引高を評価軸として、その他考慮すべき事情を総合的に勘案した上で当該株式の保有継続の合理性を検証し、保有の意義が希薄と考えられる株式については、縮減を図る事としています。

なお、検証の結果、保有を継続すると判断した株式については、有価証券報告書において特定投資株式として開示しております。株式の議決権の行使については、当社の保有目的に資するものであるか、株主価値を毀損するものではないかを勘案し、適切に議決権の行使を行います。当社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、株式市場や株主の利益に与える影響等を考慮し、政策保有株主と協議の上、適切な方法にて実施する事としています。また、政策保有株主との間の取引は、政策保有株主以外の一般の取引先と同様の条件で行っております。

2)【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社が、当社の役員や主要株主等との取引を行う場合には、コーポレートガバナンス・ガイドライン第6条に定めるとおり、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することの無いよう、取引条件が一般の取引と同様である事が明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会の承認を得るとともに、事後に経過報告を行わなければならない、としております。

3)【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社はスチュワードシップコードの受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託しております。年金資産の運用状況については、定期的にモニタリングを行い、必要に応じて政策的資産構成割合の見直しを行います。また、運用機関から運用状況やスチュワードシップ活動などに関する報告を受ける事により、受益者と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に努めています。

4)【原則3-1.情報開示の充実】

- (1) 当社の経営理念、ビジョン及び中期経営計画については、当社ホームページにて開示を行っています。 <https://www.kawakin.co.jp>
- (2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレートガバナンスガイドラインを策定し、ホームページにおいて開示しています。また、ホームページで有価証券報告書を開示し、コーポレートガバナンスの状況において企業統治の体制を掲載しています。
- (3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役であり、世間一般及び事業の動向を参考に株主総会で決議された報酬枠の範囲内で総務担当取締役が立案し、取締役会にて承認されたものを、代表取締役が最終決定しています。
- (4) 役員を選解任の手續きについては、当社グループの企業価値向上に資する広範な経験等を備え、あるいは経営の監督機能発揮に必要な出身分野、出身業務における実績と見識を有する者を候補者として、取締役会で審議のうえ決定し、株主総会に諮っております。また、監査役候補者については、監査役会の同意を得て取締役会で審議のうえ決定し、株主総会に諮っております。
- (5) 取締役・監査役各候補者の個々の選解任・指名に関する説明は、株主総会参考書類にて個々の理由を開示する事としています。また社外取締役・社外監査役については、株主総会の招集通知に加えて、本コーポレートガバナンスに関する報告書においても選任理由を説明しています。(本報告書 - 1項をご参照ください)。

5)【補充原則4 - 1. (1)】

取締役会が経営陣に委任する範囲については、コーポレートガバナンス・ガイドライン第11条に定める、取締役会において決定すべき下記6項以外の業務執行上の決定についてとしています。

- (1) 法令上取締役会が定めることとされている事項
- (2) 経営理念、ビジョン、中期経営計画等取締役会が決定することと定める事項及び単年度予算
- (3) 決裁基準規程等重要社則
- (4) 会社が重大な法令違反を犯した場合における対応方針等
- (5) 重要な訴訟に関する事項
- (6) 前各号の事項と同視できる程度の重要事項

6)【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が指名する独立社外取締役は、東京証券取引所の判断基準を満たしており、また、「社外役員の独立性判断基準」をホームページで開示しています。

7)【補充原則4 - 11. (1)】

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関との位置付けから、上記【原則3 - 1 情報開示の充実(4)】に基づく取締役の選任を基本方針としています。なお、ホームページで有価証券報告書を開示し、コーポレートガバナンスの状況において企業統治の体制を掲載しています。

8)【補充原則4 - 11. (2)】

取締役及び監査役の他社役員の兼任状況については株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ開示し、合理的な範囲に留まっていると判断しております。

9)【補充原則4 - 11. (3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価の概要】

取締役会の機能向上を目的として、各取締役が毎年自己評価を行い、取締役会はそれを参考に取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしています。

2020年3月期につきましては、全取締役および監査役に対しアンケートを実施し、社外取締役による総括を基に取締役会においてディスカッションすることにより、取締役会の実効性に関する評価・分析を行いました。

評価結果につきまして、当社の取締役会では十分な審議時間を確保し、議論の活発化が更に図られる等、運営は前年に比し活性化されており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。今後も更なる取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

10)【補充原則4 - 14. (2)】

取締役、監査役のトレーニングの方針については、コーポレートガバナンス・ガイドライン第22条に定める以下のとおりとしています。

1. 当社の新任取締役は就任3ヶ月以内に、会社法や金融商品取引法などに係る法的責任を中心として外部セミナーに会社の費用にて参加するものとする。
2. 当社の取締役及び監査役は競争法、インサイダー取引、反贈収賄などのコンプライアンスに関する研修を適宜受講するように努める。
3. 当社は、社外取締役、社外監査役に対し、就任時に、当社グループの事業、財務、組織の状況、経営環境及び経営課題につき、所管部署又は担当役員等から説明を行い、十分な理解形成に努めなければならない。
4. 社外を含む当社の状況、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

11)【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための方針は、コーポレートガバナンス・ガイドライン第24条に定める以下のとおりとしています。

1. IR・広報を担当する取締役は、株主との対話全般について総括を行い、建設的な対話を実現するよう目配りを行う。
2. 個別面談以外にも、アナリスト向け投資家説明会の開催や、ウェブサイトを活用したIR活動などを行う。
3. 対話において把握された株主の意見・懸念を経営陣幹部等に対して適切かつ効率的にフィードバックするため、当該意見・懸念を受領した場合、内容の重要性などに応じて適宜取りまとめて取締役会に報告する。
4. 株主との対話に際して、インサイダー情報が漏洩するのを防止するため、株主との個別面談や投資家説明会を行う際には、インサイダー情報の有無を確認し、その点に言及しないよう留意する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川崎汽船株式会社	1,404,000	47.83
東京海上日動火災保険株式会社	110,400	3.76
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	93,000	3.17

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	82,300	2.80
損害保険ジャパン株式会社	61,100	2.08
三井住友海上火災保険株式会社	59,800	2.04
川崎近海汽船従業員持株会	53,000	1.81
北海運輸株式会社	35,000	1.19
佐々木 保典	31,500	1.07
株式会社栗林商会	30,400	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	川崎汽船株式会社 (上場:東京、名古屋、福岡) (コード) 9107

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社である川崎汽船株式会社との取引につきましては、一般の取引と同様に市場価格やその他の条件を十分に勘案し、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は、東京証券取引所第一部等に上場しております川崎汽船株式会社であり、当社は、親会社を中核とした海運業グループに属しております。しかし、その事業活動はドライバルク事業や自動車船事業など遠洋海上輸送を主としている親会社に対して、当社は、近海地域における小型在来船貨物輸送ならびに内航船およびフェリーによる国内海上輸送を主たる事業としており、親会社からの事業上の制約を受けることはなく、独自に事業を展開しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
陶浪隆生	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
陶浪隆生			三井物産株式会社 常務執行役員やJA三井リース株式会社 代表取締役を歴任され、企業の経営課題に関して深い知見を有していることから、客観的立場から経営を監督し重要な意思決定に参画していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人および内部監査室と定期的に情報交換の場を持ち、それぞれの監査方針、監査計画、進捗状況、監査結果について情報の共有を図り、相互連携を取ることで、監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木修一	他の会社の出身者													
倉富正敏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木修一			弁護士として長年の実務経験があり、法務に関する専門的な経験と知識により当社の監査業務を第三者として十分に遂行し得るものと判断しております。
倉富正敏		当社の主要取引先である株式会社日本政策投資銀行の出身者ですが、2012年6月に退職しており、当社の独立性判断基準に基づき独立性があると判断しております。	金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する幅広い知識と第三者の視点から公正な監査を行っていただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

過去一度、2003年に業績向上へのインセンティブを高めることを狙い、ストックオプションとして当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役に対し、新株予約権の無償発行を実施いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第54期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)事業年度における取締役に対する役員報酬は役員賞与を含み324,800千円です。なお、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、次のとおりです。

1. 基本方針

- ・業務執行取締役の報酬は、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
- ・社外取締役の報酬は、当該社外取締役が当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならない、かつ、株式関連報酬その他の業績連動報酬の要素を含まないものとする。
- ・当社は、取締役会が決定した取締役の報酬に関する方針を適時適切に開示する。
- ・取締役の個人別の報酬の額について、業績を考慮し適切な比率対象となる他社の報酬水準を参照し、報酬の額の適正性を判断する。
- ・当社は、取締役に対して支払われた報酬の額について、法令に従い開示する。

2. 役員報酬体系及び報酬等の決定に関するプロセス

取締役(社外取締役を除く)の報酬については、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「基本報酬」と、各事業年度の業績や個人の貢献に応じて支給する「賞与」による構成としております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役であり、世間一般及び事業の動向を参考に、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で総務担当取締役が立案し、取締役会にて承認されたものを、代表取締役が最終決定しています。

役員報酬のうち賞与は、株主総会で決議された賞与総額の範囲内において、取締役会で決定しております。

なお、賞与の算定方式については、より透明性の高い制度への見直しを継続的に行っていく予定です。

当社の取締役報酬に関する株主総会の決議年月日は2018年6月27日であり、決議の内容は取締役報酬を年額4億円以内(うち社外取締役2,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない。定款で定める取締役の員数は20名以内とする。)とするものです。監査役報酬に関する株主総会の決議年月日は2017年6月27日であり、決議の内容は監査役報酬を年額5,000万円以内(定款で定める監査役の員数は5名以内とする。)とするものです。

なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度は、2018年6月27日開催の定時株主総会の決議をもって廃止しました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特段のサポート体制はありません。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
石井 繁礼	特別顧問	取締役社長あるいは他の役員の諮問に応じ、意見や助言を行う。	非常勤、報酬有	2020/6/24	4年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項 更新

顧問および特別顧問の委嘱は、取締役会にて決議しています。
顧問および特別顧問は当社経営のいかなる意思決定にも関与いたしません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は9名の取締役(うち1名は社外取締役)で構成され、会長が議長となり経営の基本方針、重要事項の決定をするとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は毎月1回以上開催しておりますが、書面決議制度も導入した機動的な取締役会の運営を図っています。社外取締役は独立役員に指定されています。

当社は監査役制度を採用しており、当社業務に精通した常勤社内監査役1名及び社外監査役2名の合計3名で構成し、社外監査役の2名は独立役員に指定されています。

また独立した内部監査室を設け、業務執行者自身が当該業務を適正に実施しているか監査しております。会計監査は、EY新日本有限監査法人により監査を受けております。監査役会と内部監査室及び会計監査人は定期的に情報交換の場を持ち、相互連携により監査の実効性を高めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役及び社外監査役による取締役の職務執行の監査、監視機能により、経営の透明性及び公正性の確保を始めとして、会社の持続的発展と企業価値の最大化に努め、株主等ステークホルダーの信頼に応える体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日22日前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避けて開催することとしています。
その他	東証および自社ホームページに招集通知(事業報告含む)・決議通知を掲載しています。東証への招集通知の掲載は発送の1日前に行いました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年より6月の株主総会后、出席株主との懇談の場を設けております。但し、第54期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)定時株主総会開催後は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、出席株主との懇談会を中止いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、第2四半期および期末決算内容につき説明会を実施しています。但し、第54期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)期末決算についての説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、実施を延期いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.kawakin.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2007年2月19日、親会社である川崎汽船の「グループ企業行動憲章」を当社グループの行動規範として採用いたしました。これに伴い、当社独自の「グループ企業行動憲章実行要点」を制定し、具体的実行指針を示しました。
環境保全活動、CSR活動等の実施	川崎汽船グループの1社として、ISO14001認証を取得。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) コンプライアンスの体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

1. コンプライアンスの基本方針として、親会社の定めるグループ企業行動憲章を採用するとともに、当社および当社グループにおける行動規範として、同意章の実行要点を定める。
2. コンプライアンスの統括組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。
3. コンプライアンスの推進維持のためのプログラム(当社およびグループ会社の取締役および使用人を対象とする教育等)を策定し、実施する。
4. 当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、当社およびグループ会社の業務運営に係る法令違反行為についての報告義務を課すとともに、一方で直接通報できるホットライン制度(内部通報制度)を設ける。
5. 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない組織にする。

(2) 情報保存管理体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行に係わる情報の保存および管理についての体制

1. 株主総会、取締役会の議事録および関連資料等、またその重要な文書については社内文書管理規程に基づき保存・管理を行う。
2. 情報セキュリティ規程等の情報管理に係わる規程を定め、情報の効率的利用とともに社外流失防止に努める。

(3) リスクの管理体制

1. 市況・市場のリスク

船舶投資等の海運市況、為替、燃料油価格等を、当社の定例取締役会および営業連絡会において状況把握・議論を行い、決裁基準に沿った決裁を実施する。

2. 船舶運航に伴うリスク

船舶の安全運航推進および事故対応の組織として安全運航推進委員会を設置し、定期的に具体的な案件のレビューと安全運航に向けた対応の確認を行う。

3. 大災害のリスク

大規模地震、新型インフルエンザ蔓延等による大災害に対する組織として災害対策委員会を設置し、防災および減災の推進ならびに災害発生時における業務継続を含む速やかな対応を行う。

(4) 業務執行体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 毎年経営計画を策定し、毎月その進捗状況を取締役会等で確認する等の管理を行う。
2. 取締役会の書面決議制度を導入し、迅速な運営に資する体制とする。
3. 事案の決裁、また決定事項の効率的な執行のために、決裁および職務権限、組織体制に係わる規程の整備を行う。
4. 社内規定等は関連する法令等に準拠して制定し、当該法令等の改廃があった場合には速やかに規程等の改廃を行う。
5. 当社およびグループ会社のリスク管理、内部統制の適切性、有効性を検証・評価する機能を担う、独立性を備えた内部監査組織を設置する。
6. 内部監査にあたっては、必要に応じ監査役および会計監査人との間で協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努める。

(5) グループ管理体制

当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制

1. グループ会社における業務の適正を確保するための行動指針として、親会社が定めたグループ企業行動憲章を採用するとともに、当社およびグループ会社の具体的な行動指針を定める。
2. 当社の子会社・関係会社について、当社は関係会社業務処理規程を定めて経営管理を行う。
3. 当社の子会社・関係会社に係るコンプライアンス等の重要な事実が発生した場合には、取締役または子会社・関係会社により監査役に報告する体制とする。
4. 内部監査組織は内部監査の基本方針に基づき、毎年内部監査計画を策定のうえ、必要に応じて子会社に対する監査を実施し、改善点の指摘・提言を行う。

(6) 監査役監査の体制

監査役が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役が求めるときは、その職務を補助するための使用人を配置する。
2. 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従い、その人選にあたっては監査役と事前に協議し、当該使用人の人事異動については常勤監査役の同意を得たうえで決定する。
3. 当社およびグループ会社の取締役および使用人は以下の事項について監査役に報告を行う。
 - ・報告者に対しては報告を理由に不利な取扱いを受けないようにする。
 - ・会社およびグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、法令または定款に違反する重大な事実
 - ・内部通報制度での通報状況、また通報された事実のうち、コンプライアンス委員会にて重大なコンプライアンス違反と判断された事実
 - ・内部監査の実施状況およびその結果
 - ・その他監査役が報告を求める事項
4. その他監査役監査の実効性確保のために整備を行う。
 - ・監査役は取締役会に出席するほか、他の定められた重要な会議にも出席する。
 - ・代表取締役は、監査役と定期的に、また監査役の求めに応じ、意見交換を行う。
 - ・内部監査組織は、監査役と定期的に、また監査役の求めに応じ、意見交換を行う。
 - ・監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行う。
 - ・当社およびグループ会社の取締役および使用人は、監査役の監査活動に誠実に協力する。
 - ・当社は、監査役が監査実施のために所用の費用を請求するときは、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 会計処理の適正性および財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制を整備し、その有効性を定期的に評価する。
2. 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制図

